

近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所
資料配布

配布日時	平成20年2月26日 14時00分
------	----------------------

件名	九頭竜川水系足羽川ダム建設事業環境影響評価方法書についての意見の概要の送付について
----	---

概要	<p>国土交通省近畿地方整備局では、福井県今立郡池田町で実施している九頭竜川水系足羽川ダム建設事業に関して、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第7条に基づき、環境影響評価方法書の縦覧を行い、平成20年2月4日まで方法書について環境保全の見地からの意見を募集しました。</p> <p>意見書は計3通提出され、これら意見書を意見の概要として取りまとめ、2月25日付けで、環境影響評価法第9条に基づき、福井県知事、福井市長及び池田町長に送付しました。</p>
----	--

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	<p>近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 福井県政記者クラブ</p>
------	---

問合せ先	<p>国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川環境課 課長補佐 <small>おがわ なおと</small> 小川 直人 TEL 06 - 6942 - 1141（代表） TEL 06 - 6942 - 0608（直通）</p> <p>国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 副所長 <small>いそがわ まさし</small> 五十川 政志 調査設計課長 <small>あずま しげみつ</small> 東 繁光 TEL 0776 - 27 - 0642（代表）</p>
------	--

九頭竜川水系足羽川ダム建設事業環境影響評価 方法書についての意見の概要の送付について

1. 概要

国土交通省近畿地方整備局では、福井県今立郡池田町で実施している九頭竜川水系足羽川ダム建設事業に関して、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第7条に基づき、環境影響評価方法書の縦覧を行い、平成20年2月4日まで方法書について環境保全の見地からの意見を募集しました。

意見書は計3通提出され、これら意見書を意見の概要として取りまとめ、2月25日付けで、環境影響評価法第9条に基づき、福井県知事、福井市長及び池田町長に送付しました。

2. 資料

資料－1：「九頭竜川水系足羽川ダム建設事業環境影響評価方法書」についての意見の概要（福井県知事、福井市長及び池田町長に送付した意見の概要）

参考資料：足羽川ダム建設事業における環境影響評価の流れ

3. 今後の予定

福井県知事は、意見の概要の送付を受けてから90（120※）日以内に福井市長、池田町長の意見を勘案するとともに福井県知事としての意見を取りまとめ、事業者（近畿地方整備局長）に提出します。事業者は、福井県知事からの意見を勘案し、また縦覧により提出された意見書に配意し環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定（確定）することになります。

※方法書についての意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然状況により長期間にわたり実地の調査が著しく困難であるときには、120日を超えない範囲において福井県知事が定めることができます。

4. その他

平成20年2月4日までに提出された意見書については、原文のまま足羽川ダム工事事務所ホームページで公表いたします。ただし、個人情報保護の観点から、意見書を提出された方の住所・氏名（団体名等）は非公表とさせていただきます。

足羽川ダム工事事務所ホームページ <http://www.kkr.mlit.go.jp/asuwa/>

「九頭竜川水系足羽川ダム建設事業環境影響評価方法書」
についての意見の概要

目次

1. 対象事業の目的及び内容に関する意見	1
2. 対象事業実施区域及びその周囲の概況に関する意見	1
3. 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、 予測及び評価の手法に関する意見	2
3.1 環境影響評価の項目	2
3.2 大気環境	4
3.3 水環境	4
3.4 土壌に係る環境その他の環境	5
3.5 動物、植物、生態系	5
3.6 景観	5
3.7 人と自然との触れ合いの活動の場	6
3.8 廃棄物等	6
3.9 全ての項目に共通	6
4. その他の意見	6

1. 対象事業の目的及び内容に関する意見

- (1) P. 2-8～2-19 までの記述については、堤体及び魚道、流木防護施設等の具体的な構造を明らかにするとともに、各河川の計画高水位、計画高水流量及び導水流量、計画導水水位等や、工事実施計画についても明確にして、環境影響評価を願いたい。

2. 対象事業実施区域及びその周囲の概況に関する意見

- (2) P. 3-14 騒音の状況では、1 日の平均騒音レベルで○×の判定がされているが、環境影響評価においては、池田町騒音防止条例に従い、1 時間ごとの等価騒音レベルで評価願いたい。
- (3) P. 3-27～3-29 において、部子川、水海川、割谷川に水質の環境基準（健康項目）が設定されていないことは誤りであると考え。同様に水質（生活環境項目）について、P. 3-30～3-31 では、足羽川の各支流の基準がないとされているが誤りであると考え。足羽川水系の上流域であることから、天神橋上流の「河川 A 類型」を適用願いたい。
- (4) P. 3-30 において、持越（A）地点での水素イオン濃度が、12 回環境基準を上回っている原因を明らかにした上で、環境影響評価を実施願いたい。持越地区だけの水素イオン濃度の突出は、通常状態ではないと想定されることから、これらの異常値を土台にして環境影響評価をすることは適切でないと思われる。
- (5) P. 3-145 において「人と自然との触れ合いの活動の場の状況」に記載されている「溪流下り」を「アドベンチャーボート（溪流下り）」に修正願うとともに、施設名称に「ふるさとふれあい道場（通称そば道場）」／池田町／公園・つり橋・遊歩道」と、「足羽川流域／池田町／釣り」を追加願いたい。
- (6) P. 3-153 の山林面積について、池田町の土地利用状況では 178.53 平方キロメートルとされており、正しい値に訂正願いたい。
- (7) P. 3-160 において利水状況の図中は、許可水利のみの記載であるが、池田町においては、「稻荷用水」「上嶋用水」「山田用水」「寺島用水」等の慣行水利が存在することから、これら慣行水利についても記載願いたい。
- (8) P. 3-163 の「生活用水として井戸が利用されている」を、「飲料水を含む生活用水、町製造のミネラルウォーター及び地酒の原水並びに溪流温泉冠荘の源泉に、地下水・湧出水が利用されている」と訂正願いたい。
- (9) 交通の状況について P. 3-165、P. 3-171 では、月ヶ瀬での道路交通状況を記載しているが、状況把握としては、5 月～9 月の活動が活発な時期のデータとされたい。池田町の交通実態として、これらの調査が行われた 3 月は、積雪状況等により年度変化

もあり、代表値としては適当ではないと思われる。

- (10) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院及び診療所）P. 3-180 について、池田町及び旧美山町分の記載がないため、追加願いたい。
- (11) P. 3-201 には、福井県自然環境保全条例の規制及び池田町の水を清く守る条例の指導要綱が含まれていないので、追加願いたい。
- (12) P. 3-259 の表に町指定文化財の「安達中屋住宅」等の文化財の記載を追加願いたい。

3. 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての意見

3.1 環境影響評価の項目

- (13) 水質を評価する上で、酸素要求量が重要な指標となっていること、及び工事予定箇所付近の土壌及び掘削土中に、健康を害する重金属類が含まれている可能性があることから、P. 4-3 の環境要素、水質に「主要な環境保全に係る水質項目」及び「主要な自然界に存在する健康に係る水質項目」を追加し、影響要因「ダム堤体の工事」「建設発生土の処理の工事」「導水施設の建設の工事」「建設発生土処理場の跡地の存在」に適用願いたい。
- (14) 池田町では、地下水を飲料水に利用するほか、断層付近から湧出しているとみられる水が、町開発のミネラルウォーターや地酒の源水になっているほか、導水路近辺では、温泉が湧出しているため、水位の評価だけでは不足であることから、P.4-3 の地下水の水質及び水位の調査項目を、「地下水の水位」から「地下水の水位、水質及び水量」に改めるよう願いたい。
- (15) 外来植物の侵入や外来魚等の移入が予想されることから、P. 4-3 の生態系に「生態系に影響を与えるおそれのある動植物の侵入、繁殖」を追加願いたい。影響要因の区分は、工事の実施全体と、原石山の跡地の存在、発生土処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在で評価願いたい。
- (16) P. 4-3 の「廃棄物等」の区分にある「建設工事に伴う副産物」は「残土を含む建設副産物」に改めるよう願いたい。
- (17) P. 4-3 の影響要因の区分に「堆積土砂の浚渫及び搬出」を追加願いたい。なお、対象とする環境要素の区分は、「大気環境のすべて」「水環境のうちの土砂による水の濁り」「人と自然との触れ合いの活動の場」「残土を含む建設副産物」である。

(18) P. 4-5 の環境要素の区分・環境要因の区分・選定する理由に、下表を追加願いたい。

		影響要因の区分	
生活環境	防災	工事の実施	ダム本体の工事により、森林伐採や土地改変を通じて周辺集落の災害発生度が高まるため、100年降雨確率での防災対応力を評価する。
		土地又は工作物の存在及び供用	ダム満水時に発生する圧力や近くを走る断層で起きる地震等により、周辺地形の変形や災害発生度の高まる危険性があるため、この安全性を評価する。
	交通安全	工事の実施	静穏な現在の生活空間に膨大な量の車両が通行することによって、交通弱者の安全性が損なわれるおそれがあるため、事故の発生率を評価する。
	農業生産	工事の実施	清らかな水を利用して安全安心できる農産物を自給又は販売している現状が、ダム工事関係の排水によって損なわれるおそれがあるため、作物に与える影響について、評価する。また水海川分水施設近傍に、畜産団地が存在することから、工事の実施が飼育している家畜へ与える影響について評価する。
土地又は工作物の存在及び供用		清らかな水を利用して安全安心できる農産物を自給又は販売している現状が、濁水によって損なわれるおそれがあるため、作物に与える影響について評価する。	

(19) 環境影響評価の範囲については、動植物の生態系の配慮と同等以上の手間をかけて、「暮らす住民の生活権」への影響を評価するべきであることから、環境影響評価の環境要素の区分 (P. 4-3) に、「生活環境の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素」を追加し、同時に、その詳細項目として、「防災」、「交通安全」及び「農業生産」を追加願いたい。

「防災」については、周辺集落における災害発生危険度を調査項目として、小畑集落で調査し、地層や断層についても明らかにした上で評価を願いたい。

「交通安全」については、車両の通行による生活空間の危険度を調査項目として、騒音と同じ調査地点とされたい。

「農業生産」については、安全で安心して作物を栽培できる用水水質、及び水海畜産団地で飼育している家畜への影響を調査項目として、農業用水については、工事関係箇所の下流にある農業用水取水口を評価地点とし、畜産については、水海畜産団地を評価地点とされたい。

(20) 環境影響評価において、人文的要素の項目についても予測・評価すべきである。

(21) 環境影響評価において、工事用車両による通行車両の増加等による直接的な危険性、あるいは心理的なストレス等についても予測・評価すべきである。

(22) 環境影響評価において、ダム建設中及びダム建設後における、先祖伝来下池田地域として営々と築き上げられてきた、地区住民の生活環境、住環境、コミュニティ、

並びに池田町内における地区の立場についても予測・評価すべきである。

- (23) 環境影響評価において、ダム建設中及びダム建設後における地域経済の推移と変化について、公共施設の存廃と合わせて、予測・評価すべきである。

3.2 大気環境

- (24) 工事用車両は、最終的に土合皿尾集落内を通行するため、「粉じん等」の調査地点 (P. 4-9) と「騒音」の調査地点及び予測地点 (P. 4-11) に「土合皿尾集落」を追加願いたい。
- (25) 「粉じん等」の調査地点等 (P. 4-9) において、志津原集落に「足羽川ダムの工事用道路」と書かれている内容を明らかにして環境影響評価を実施願いたい。
- (26) 騒音・振動などの調査地点は、最も騒音・振動が高くなる箇所を選定すべきである。既往調査が、これらの条件を満たしていない場合には、現況把握についても、適切なポイントで行うよう願いたい。
- (27) 工事車両が水海の県道を通行するとした場合、住民にとって最も安全を考慮した場合の適切な調査地点は、谷口集落 (国道 476 号から県道 175 号に入ってすぐの集落) の可能性があるため、P. 4-11 の道路騒音の調査地点は、「水海集落又は谷口集落」とするよう願いたい。
- (28) 工事用車両による騒音・振動の影響は地元集落地域に限定されないことから、「騒音」「振動」については評価地域の拡大が必要である。
- (29) P. 4-11 の「評価の手法」の欄中「条例の基準」については、池田町騒音防止条例に従い、日平均ではなく、毎時ごとの騒音レベルで評価願いたい。また、評価の土台となる現況の調査日が、「晴天時」などの通常の日である条件に依拠したものであるかを確認し実施願いたい。
- (30) P. 4-11 の「評価の手法」の欄中「できる限り回避」の判断にあたっては、住民にとって最も安全が確保できる箇所 (発生源に直近の場所) とすべきである。

3.3 水環境

- (31) 水環境における水質の中で、専門家の助言として出水時の濁水の状況把握をされているが、その一環として、部子川におけるダムから下流の、豪雨時とダム放水時を合わせた濁水流下期間について予測・評価すべきである。
- (32) 水質については、治水型穴あきダムは、中小洪水をも溜め込み、河道の自浄作用が小さくなると見込まれることから、これらを含めた環境影響評価を実施すべきである。
- (33) 既存のダムにおいても、データと課題が発生しており、また、鮎漁などへの影響

も県民に説明する必要があることから、「水の濁り」については既存ダムのデータを活用することも必要である。

- (34) 池田町の水条例に基づく指導要綱では、公共用水域への排水放流口で制限していくべきとしていることから、P. 4-35 の水環境における水素イオン濃度については、コンクリート製造設備等からの排水放流口を予測地点に追加願いたい。
- (35) P. 4-36～4-39 の地下水については、池田町の温泉源泉の湧出場所近辺と池田町産のミネラルウォーター及び地酒の地下水の湧出地域近辺を調査場所に必ず追加願いたい。

3.4 土壌に係る環境その他の環境

- (36) 「土壌に係る環境」について、通常水没していない広大な斜面が洪水のたびに急激に水没・水位低下することによる地すべり及び崩壊などの検討が必要である。

3.5 動物・植物・生態系

- (37) 「文献」で代用している部分があるが、これでは今日的な生息域の正確な把握はできないため、豊かな自然環境保護を第一義とした実地のフィールド調査の実施が必要である。
- (38) 県民から見てもっと理解しやすくする数値化などが必要である。例えば、クマタカであれば、ダム工事をしない場合のケースを負荷「0」とし、「その場で繁殖できなくなる」事態を「100」として、工事がどの程度、クマタカの生存に負荷を与えるかが数値化されてわかるようにする。
- (39) 河道の自浄作用が小さくなることや、それによりこけ類への影響、それを餌としている鮎などへの影響が考えられることから、治水型穴あきダム特有の生態系への影響を検討すべきである。

3.6 景観

- (40) 眺望景観において部子山からの1点のみの評価では不足である。また、長大法面は、景観に与える影響が大であると考えられることから、P. 4-132 の眺望点については、遠景としての眺望だけでなく、中景・近景の眺望という視点も含めて評価願いたい。部子山からの眺望だけでは不足であり、付替え道路からの複数の眺望や、小畑集落からの眺望も重要である。また、堤体と合わせ、法面についても景観の影響評価を願いたい。同時に、付替え道路から非湛水のダム湖内を眺望した場合、及び建設発生土処理場の「景観」も評価願いたい。

3.7 人と自然との触れ合いの活動の場

(41) P. 4-136 の「人と自然との触れ合いの活動」については、調査対象に「アドベンチャーボート」と「ふるさと・ふれあい道場の公園」を追加願いたい。

3.8 廃棄物等

(42) 「廃棄物等」の予測・評価は、洪水時に発生が見込まれる多数の流木及び土砂等の発生量についても「供用」時として行う必要がある。

(43) 部子川流域には、鉱山があった歴史を有するなど、岩盤中に金属系の物質が含まれている可能性が高いことから、P. 4-142 の「副産物」については、掘削工事（ダム本体・導水路等）により発生する岩砕類に重金属類が含まれているかどうかを調査する方法と、有害物質が発見された場合に、どのような対応をするのかを記載願いたい。

3.9 全ての項目に共通

(44) 評価は、ダム事業者にとっての努力ではなく、影響を受ける住民にとって受け入れられるものかどうかを判定するために行われるものであることから、できる限りという言葉で「予算的な限度」だけでなく、「技術面での限度」も含め、総合的な最大限の努力が発揮されているかどうかという視点であるべきであり、「評価の手法」における「できる限り回避」の判断にあたっては、住民にとって最も安全が確保できる内容であるかどうかを判断すべきである。

4. その他の意見

(45) 「どの業者に」「どういう内容の仕事を」「どれだけの税金を払って」行ったか、そして「成果物はどのような内容か」を方法書とともに県民に明らかにすることは、県民・納税者に対する責任であることから、これまでの「環境影響評価」にかかる業務契約の内容・結果を添付することが必要である。

足羽川ダム建設事業における環境影響評価の流れ

(参考資料)

環境影響評価方法書の手続きとその位置づけ

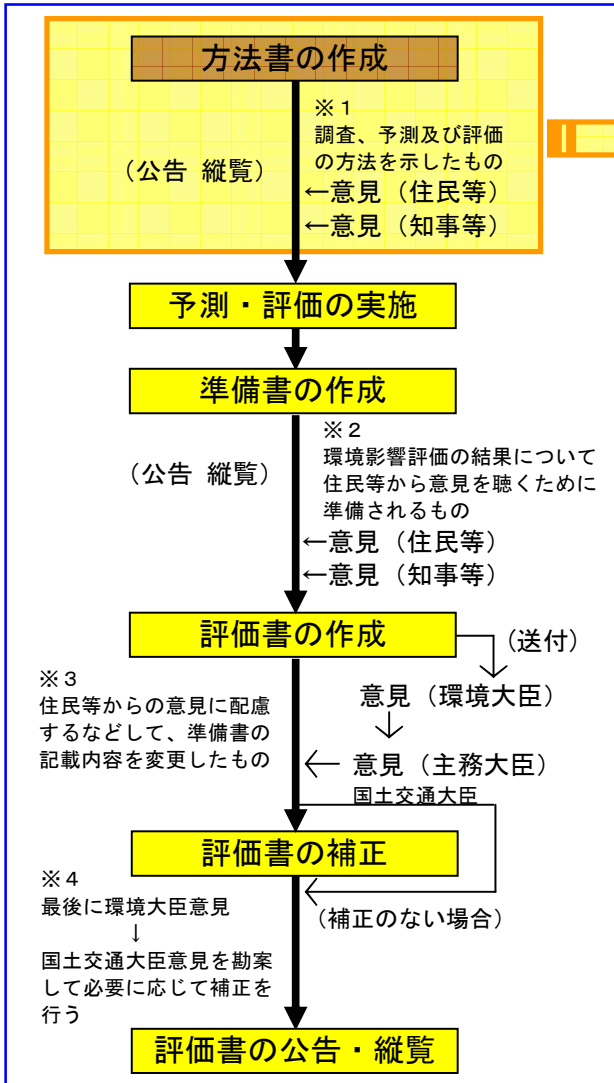


図1 環境影響評価の手続きの流れ

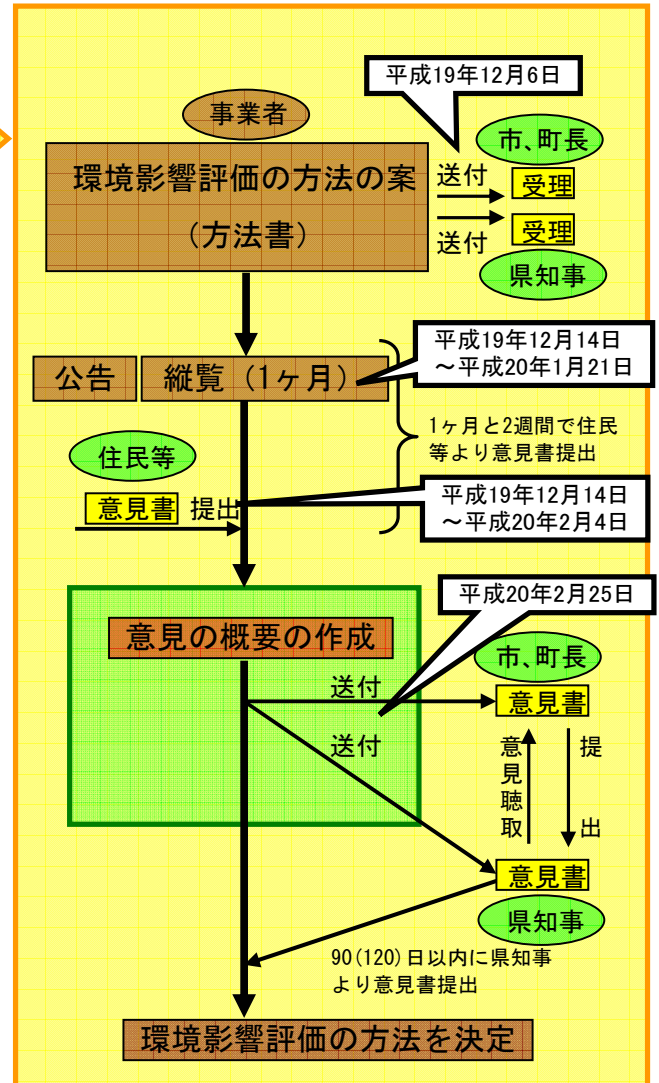


図2 環境影響評価（方法書の流れ）

【環境影響評価（環境アセスメント）制度とは？】

環境アセスメント制度とは、事業者が大規模な事業を実施する前に、事業に関する情報や事業の実施による環境影響の調査結果などを書面で公表し、住民、市町村、県や国などから提出される環境の保全の見地からの意見を踏まえ、事業計画を環境保全上より良いものとしていく手続きのことです。

【環境影響評価方法書とは？】

事業者(国土交通省近畿地方整備局)がこれから実施しようとする環境影響評価の方法(環境影響評価で対象とする環境項目をどのように調べ、どのように予測・評価するか)を記載しています。また、事業計画の概要や目的、文献調査や既往の現地調査結果に基づく地域の自然的状況や社会的状況も併せて記載しています。

【方法書の公告縦覧とは？】

事業者(国土交通省近畿地方整備局)が環境影響評価を実施する前に、方法書を作成したことを公表(公告という)し、地方公共団体(福井県、福井市、池田町)や事業者の事務所などで1ヶ月間誰でも見られるようにしておきます(縦覧という)。

【方法書縦覧のねらい】

方法書の内容について、環境保全の見地から意見のある人は誰でも意見書を提出することができます。事業計画の早い段階で地域の環境をよく知っている住民の方々をはじめとする一般の方々や、地方公共団体などの有益な環境情報や一般の方々の環境に対する関心事を意見として聴くことによってその意見を柔軟に反映できます。